

川口市障害者（児）移動支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する事業について定めるものとし、単身での移動が困難な在宅の障害者（児）（以下「障害者」という。）について、障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）の必要に応じて、移動支援サービス（以下「サービス」という。）を行うことにより、障害者の地域での自立生活及び社会生活を促すことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- （2）埼玉県が定める療育手帳制度要綱（昭和49年1月1日適用）に基づき療育手帳の交付を受けている者
- （3）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者
- （4）精神保健福祉法（昭和25年5月1日法律123号）第5条の規定により精神保健福祉手帳の交付を受けている者
- （5）医師により発達に障害があると診断された者
- （6）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「法施行令」という。）第1条の別表に掲げる特殊な疾病があると書面で認められた者
- （7）その他、社会福祉事務所長が第1号から第6号に規定するものと同程度の障害があると認めた者

第3条 この要綱における「サービス」とは、社会福祉事務所長が利用を認めた障害者等に対して、障害者等の申し込みによりヘルパー、ガイドヘルパー並びにその他社会福祉事務所長が認めた介護を行う者（以下「ヘルパー等」という。）を派遣し、別表1に規定する外出において目的地までの移動の介助を行うことをいい、別表2に掲げるものについては、この対象としない。

2 障害者が法第19条の介護給付費の定める給付、介護保険法に定める給付及び他の給付により移動の介助を受けられるときは、当該給付を優先させるものとする。

第4条 この要綱において「事業所」とは、法第5条第2項に定める居宅介護について、同第29条第1項により都道府県知事が指定した障害福祉サービス事業所及び、川口市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当事業者の登録等に関する規則第3条に規定する居宅介護を行う基準該当事業所をいう。

(事業所登録)

第5条 補助を受けようとする事業所は、様式第1号の障害者(児)移動支援事業所登録申請書により、社会福祉事務所長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行う事業所は、派遣するヘルパー等の資格を証する書類のほか、必要な書類を添付しなければならない。

3 社会福祉事務所長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、速やかに必要な事項を審査した上で、登録の適否を決定し、様式第2号の障害者(児)移動支援事業所登録決定・却下通知書により事業所に通知するものとする。

4 社会福祉事務所長は前項の規定により登録を決定した場合は、様式第3号の障害者(児)移動支援事業所登録証(以下「事業所登録証」という。)を交付するものとする。

5 前項の登録を受けた事業所(以下「登録事業所」という。)は、毎年度、派遣するヘルパー等の資格を証する書類を社会福祉事務所長に届け出なければならない。

(利用対象者)

第6条 登録事業所が実施するサービスを利用できる障害者は、次の各号のいずれかに該当にしなければならない。

(1) 市内に住所を有し、かつ他の市町村から法による障害福祉サービス又は他法等による障害者福祉に係るサービス等の援護を受けていない者

(2) 他の市町村に住所を有し、かつ本市から法による障害福祉サービス又は他法等による障害者福祉に係るサービス等の援護を受けている者

(利用者登録)

第7条 サービスを受けようとする障害者等は、様式第4号の障害者(児)移動支援事業利用者登録申請書により、社会福祉事務所長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行う障害者等は、世帯の収入等を記した書類のほか、必要な書類を添付しなければならない。

3 社会福祉事務所長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかに登録の適

否を審査し、様式第5号の障害者（児）移動支援事業利用者登録決定・却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 4 社会福祉事務所長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、別表1により身体介護の必要の有無等、必要な事項を調査し、様式第6号の障害者（児）移動支援事業利用者登録証（以下「利用者登録証」という。）を交付するものとする。

（登録有効期間）

第8条 登録有効期間の終期は、法第4条第4項に定める障害支援区分の認定を受けている者の場合、その有効期間の終期と同じとする。

- 2 前項において、障害支援区分の認定を受けていない者は、原則、申請日から3年後の申請月の末日をその終期とする。
- 3 利用者登録証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が障害支援区分または介護保険の認定を受け、その区分または認定に変更が生じたときは、見直しを図るものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、特段の事由により有効期間を短縮することが相当と社会福祉事務所長が認める場合はこの限りではない。

（利用方法）

第9条 利用者が、登録事業所に利用の申込みをするときは、利用者登録証及び上限管理票を提示しなければならない。

（利用者の負担）

第10条 利用者は、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「法基準」という。）における介護給付費居宅介護サービス費の通院等介助報酬に準じた算定方法によりもとめた費用の10分の10を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法施行令第17条の規定ならびに法施行規則第26条の3の規定による計算方法を準用し、利用者負担上限月額を設ける。
- 3 サービス負担基準額は法の介護給付費の通院等介助報酬基準に準じるものとする。
- 4 サービス報酬算定可能時間の算定方法は、法の介護給付費の通院等介助の取扱いに準じるものとする。
- 5 利用者は、交通費の実費については、ヘルパー等の分も含めて負担しなければならない。
- 6 前項において、利用者が目的地に到着し、ヘルパー等のみが一旦事業所に戻る場合

においては、その戻るための交通費も利用者の負担とする。

(サービスの一月の利用時間数)

第11条 利用者がサービスを利用することができる時間数は、月40時間を超えてはならない。

2 前項にかかわらず、社会福祉事務所長が勘案し、特に認めた者はこの限りでない。

(利用者負担の還付)

第12条 利用者は、第10条第1項に規定する費用を、同条第2項に規定する額を超えて負担したときは、その超えた額について、様式第11号の障害者(児)移動支援事業利用者負担還付申請書により、市長に申請できる。

2 前項の申請を行う利用者は、第10条第1項に規定する利用者負担の支払いを証明する書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、速やかに必要な事項を審査した上で、還付の適否を決定し、様式第12号の障害者(児)移動支援事業利用者負担還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(登録事業所の遵守事項)

第13条 登録事業所は、そのサービスの提供に関し必要な利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

2 登録事業所は、利用者の利用実績について、帳簿など必要な書類を備えなければならない。

3 登録事業所は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、利用料の額及びサービスの提供に従事する職員の有する資格を明示しなければならない。

4 登録事業所は、サービスを提供した際は、提供日、内容、その他必要な事項を記録し、利用者又はその保護者からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

5 登録事業所は、そのサービスの提供により知り得た個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、利用者又はその保護者の承諾があった場合は、この限りではない。

6 登録事業所は、事業所登録証を他に譲渡又は貸与するなど不正に使用してはならない。

7 利用者の申請資格に変更のある事実を知り得た場合は、直ちに市に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、利用者登録証を他に譲渡又は貸与するなど不正に使用してはならない。

2 利用者は、介護保険等、移動にかかる他の給付が受けられるときは、速やかに社会福祉事務所長に届け出なければならない。

(登録事業所の届出義務)

第15条 登録事業所は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき、又は廃止しようとするときは、速やかに様式第7号の障害者（児）移動支援事業所変更・廃止申請書を、社会福祉事務所長に届け出なければならない。

2 登録事業所は、事業所登録証をき損し、又は紛失したときは、直ちに様式第8号の障害者（児）移動支援事業所登録証再交付申請書を社会福祉事務所長に届け出て、事業所登録証の再交付を受けなければならない。

(利用者の届出義務)

第16条 利用者は、当該登録に係る申請内容に変更又は廃止の事由が生じたときは、速やかに様式第9号の障害者（児）移動支援事業利用者登録変更・廃止申請書を、社会福祉事務所長に届け出なければならない。

2 利用者は、利用者登録証をき損し、又は紛失したときは、直ちに様式第10号の障害者（児）移動支援登録証再交付申請書を社会福祉事務所長に届け出て、利用者登録証の再交付を受けなければならない。

(その他)

第17条 市長は、登録事業所の報告が事実と反すると判明したときは、補助金の支払いを停止し、又は減額して支払うことができる。また、補助金の支払い後、事実と反すると判明したときは当該補助金の一部または全部の返還を請求することができる。

2 社会福祉事務所長は、登録事業所が次の各号に該当したときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 登録事業所がこの要綱に違反したとき。

(2) 登録事業所としてふさわしくない行為があったとき。

(監査)

第18条 市は、登録事業所に対して必要に応じて監査を実施するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は社会福祉事務所長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)
- 2 編入日の前日までに、編入前の鳩ヶ谷市障害者移動支援事業実施要綱によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年3月14日から施行する。

附 則

- 1 第10条第2項における法施行令第17条に規定する負担上限月額及び認定方法については、法施行令附則第11条に規定する経過措置を適用しないものとする。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

<p>補助対象となる外出 (個別対応の場合に限る。)</p>	<p>(1) 社会生活上必要不可欠な外出 ア 公的機関、相談機関 イ 金融機関、医療機関 ウ 居住の用に供する契約等の手続き エ 理容、美容等の整容 オ 冠婚葬祭 (2) 余暇活動等の社会参加、文化教養活動のための外出 ア 映画館、博物館及び美術館等 イ 演劇及び音楽会等 ウ ボランティア活動 エ 文化活動、スポーツ大会等へ向けた練習場への外出 (3) その他社会福祉事務所長が特に必要と認めたとき</p>
<p>外出先におけるサービスの取り扱い</p>	<p>実際に介助を行った時間の和において請求時間を算定すること</p>

別表 2 (第 7 条関係)

<p>補助対象外となる外出</p>	<p>(1) 社会通念上不相当と判断できる外出 ア 宗教、政治的活動及び営利を目的とした活動 イ ギャンブル・風俗など遊興娯楽 ウ 飲酒を目的とした外出 (2) 保護者等による移動介護の対応が相当と判断できる外出 (3) 日にちをまたぐ活動の外出 (4) ヘルパーが介助をせず、待機していたとき又は自動車の運転等を行っているとき (5) 社会福祉事務所長が特に認めずに月 40 時間を超えたサービスをするとき</p>
-------------------	---

社会福祉事務所長が認めた介護を行う者 (第 3 条関係)

厚生労働省の定める通院等介助を行うことが可能な従業員に準じる。

<p>厚生労働省の定める通院等介助を行うことが可能な従業員の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 ② 介護職員研修修了者 ③ 居宅介護従業者養成研修 1、2 級課程修了者 ④ 居宅介護従業者養成研修 3 級課程修了者 ⑤ 支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援にかかる業務に従事した経験を有する者 ⑥ 平成 18 年 9 月 30 日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者 ⑦ 従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修を修了した者 ⑧ 重度訪問介護従業者養成研修の修了者
